

議案第76号 交野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議案書39P～44P

1. 条例制定の目的

情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与するため。

(施行期日：令和5年4月1日)

2. 条例制定の主な内容

条番号	内容
第3条 (電子情報処理組織による申請等)	条例等において書面により行うこととされている申請について、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法（いわゆるオンライン申請）により行うことができるものとする。
第4条 (電子情報処理組織による処分通知等)	条例等において書面により行うこととされている処分通知について、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。
第6条 (電磁的記録による作成等)	条例等において書面により行うこととされているものについて、規則等で定めるところにより、電磁的記録により作成・保存することができるものとする。
第8条 (添付書面等の省略)	条例等において申請に際し添付することが規定されているものについて、規則等で定めるものにより、電子情報処理組織を使用して参照できる場合は、省略することができるものとする。

3. 関連Webサイト：<https://www.digital.go.jp/laws/> 【デジタル庁法令HP】

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年12月定例会

議案の 件名	議案第76号 交野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の 制定について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ <input type="checkbox"/> ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。		近隣市（枚方市、守口市等）においても同様の条例が制定されている。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
<p>国では、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律により、行政手続のオンライン化のために必要な事項等が定められているところである。</p> <p>本市においても、法の適用を受けない条例等において書面等により行うこととされている行政手続について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うことによって市民等の利便性の向上や行政運営の効率化等を図る上で必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。</p>		書面等により行うこととされている申請等の手続について、情報通信技術（いわゆるオンライン申請等）を利用することによって、市民等の利便性の向上や行政運営の効率化等が期待できる。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
〈市民参加の状況〉		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		77 暮らしに役立つ情報が、わかりやすく、すぐ手に入る			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		策定年度					
		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉		令和5年4月1日			
		担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）	
		総務部	総務課	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 条例の概要			